

## 警視庁音楽隊運用規程

昭和 32 年 8 月 27 日

訓 令 甲 第 3 8 号

存 続 期 間

〔沿革〕 昭和 35 年 8 月 訓甲第 24 号(い)  
38 年 8 月 同第 19 号(ろ)  
48 年 3 月 同第 7 号(は)改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁音楽隊(以下「音楽隊」という。)の運用について、必要な事項を定め、音楽によつて警視庁警察職員(以下「警察職員」という。)の士気の振作と情操のかん養を図り、あわせて、広報活動の効果を高めることを目的とする。

第 2 条 削除(ろ)

(任務)

第 3 条 音楽隊は、次の各号の場合にその任務を行うものとする。(い)

- (1) 所属(部を含む。)において主催する諸儀式並びに諸行事で演奏を必要とするとき。
- (2) 他の官公署その他の団体等から要請のあつた場合で、演奏することが第 1 条の目的に添うと認められるとき。
- (3) その他、総務部長が特に必要と認めたとき。

(派遣の要請)

第 4 条 音楽隊派遣の要請は、原則として予定の 5 日前までに、総務部長(広報課広報第一係)に次の事項を書面をもつて申請するものとする。(は)

- (1) 主催者名
- (2) 日時及び場所
- (3) 儀式又は行事の内容
- (4) 必要人員
- (5) 隊員輸送の方法

(隊員の研修)

第 5 条 音楽隊員の技術向上を図るため必要あるときは、専門の学校等に委託し又は講師を招いて指導を受けさせることができる。

(楽器、備品等の点検)

第 6 条 隊長は、毎月 1 回以上楽器及び備品等の点検を行い、その状況を広報課長に報

告しなければならない。

(勤務教養)

第 7 条 音楽隊の勤務及び教養について、別の定によれない場合は、総務部長がこれを定めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 32 年 9 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁音楽隊規程(昭和 27 年 8 月 11 日訓令甲第 33 号)は、廃止する。

付 則(昭和 35 年 8 月訓甲第 24 号)

この訓令は、昭和 35 年 8 月 15 日から施行する。

付 則(昭和 38 年 8 月訓甲第 19 号)

この訓令は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。